

④ 犯罪被害給付制度

故意の犯罪行為によって、ご家族を亡くされたご遺族、重大な怪我や疾病を負ったり、身体に障害が残った被害者の方に対して、国が一時金として給付金を支給しています。

ただし、被害者にも原因がある場合や親族間での犯罪などには、給付金の全部又は一部が支給されないことがあります。また、労災保険などの公的補償を受けた場合や損害賠償を受けたときは、その額と給付金の額とが調整されます。

● 遺族給付金

亡くなられた被害者の第一順位の遺族

● 重傷病給付金

療養期間1か月以上、かつ、入院3日以上を要する傷病を負った被害者本人

● 障害給付金

障害（障害等級第1級から第14級に該当）が残った被害者本人

- ※ 重傷病給付金の傷病がPTSD等の精神疾患の場合は、療養の期間が1か月以上で、かつ、3日以上労務に服することができない程度（医師の診断が必要）で該当します。
- ※ 申請は、犯罪行為による死亡、重傷病又は障害の発生を知った日から2年を経過したとき、又は発生した日から7年を経過したときはできません。
- ※ 詳しくは、警察庁のホームページ等をご確認ください。

⑤ 国外犯罪被害弔慰金等支給制度

日本国外において行われた故意の犯罪行為により

- 不慮の死を遂げた日本国民のご遺族に対して「国外犯罪被害弔慰金」
- 障害が残った日本国民に対して「国外犯罪被害障害見舞金」

を支給するものです。

- ※ 詳しくは、警察庁のホームページ等をご確認ください。